

和歌山工業高等専門学校図書館規則

制 定 平成 5 年 4 月 1 日

最近改正 平成 1 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 和歌山工業高等専門学校組織規則第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、この規則を定める。

(目的)

第 2 条 和歌山工業高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）は、図書、雑誌、視聴覚資料その他の必要な資料（以下「図書等」という。）を収集管理し、教育及び学術研究に資するとともに、学生の健全な教養の育成を図ることを目的とする。

(管理)

第 3 条 図書館において管理する図書等は、次に掲げるもので、図書館が受け入れたものとする。

- 一 学生図書費により購入した図書等
- 二 学科予算により購入した図書等
- 三 事務部予算により購入した図書等
- 四 寄贈を受けた図書等

(分類及び目録)

第 4 条 図書館所属の図書は、日本十進分類表によって分類配架する。

第 5 条 図書館には、分類目録、著者目録及び書名目録を備える。

(図書館長)

第 6 条 図書館に図書館長を置く。

- 2 図書館長は、校長の命を受け、館務を掌理する。
- 3 図書館長は、講師以上の専任教員をもって充てる。
- 4 図書館長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(図書委員会)

第 7 条 図書館に図書委員会を置く。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館の利用)

第 8 条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 和歌山工業高等専門学校図書館規則（昭和 4 8 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。